

交通事故の被害者等による行政処分結果の問合せへの対応について（概要）

（平成13年10月1日 鹿免管第1411号）

本通達は、交通事故の遺族等からの行政処分結果の問合せへの適用範囲及び回答内容等について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 適用範囲
- 回答内容
- 対応要領

等である。